

第2章

精神的・身体的被害の 回復・防止への取組

-
- 1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（基本法第14条関係） ……22
 - 2 安全の確保（基本法第15条関係） ……36
 - 3 保護、捜査、公判等の過程における配慮等（基本法第19条関係） ……46
-

精神的・身体的被害の 回復・防止への取組

1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（基本法第14条関係）

(1) 「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」 の内容の充実等

【施策番号39】

厚生労働省においては、「PTSD（心的外傷後ストレス障害）対策専門研修」で医師、看護師、保健師、精神保健福祉士等を対象としたPTSD等に関する技能研修を行い、精神保健福祉センター、保健所、医療機関等における地域住民等に対する相談支援の充実を図っている。

「PTSD対策専門研修」では、犯罪被害者等の心のケアに関する研修も実施しており、令和元年度は398人が受講した。

(2) PTSDの診断及び治療に係る医療保険 適用の範囲の拡大

【施策番号40】

厚生労働省においては、平成30年度の診療報酬改定において、通院における精神療法を初診時に長時間（60分以上）行う場合の評価を新設した。また、PTSDの診断及び治療を含む精神療法については、次のとおり医療保険適用の範囲の拡大や診療報酬の評価の充実を段階的に図っている。

18年度の診療報酬改定：PTSDの診断のための心理テストを保険適用とした。

22年度の診療報酬改定：通院・在宅における精神療法を長時間（30分以上）行う場合の評価を充実させた。

24年度の診療報酬改定：精神科救急医療体制の確保に協力を行っている精神保健指定医等が行う通院・在宅における精神療法の評価を充実させた。

26年度の診療報酬改定：通院・在宅におけ

る精神療法において、必要に応じて児童相談所等と連携すること等を要件として、20歳未満の患者に対する診療の評価を充実させた。また、在宅における精神療法を長時間（60分以上）行う場合の評価を新設した。

28年度の診療報酬改定：PTSDに対する認知療法・認知行動療法を保険適用とした。また、専門的な精神医療を提供している保険医療機関や特定機能病院が行う、20歳未満の患者に対する通院・在宅における精神療法の評価を新設した。

(3) PTSD治療の可能な医療機関について の情報提供

【施策番号41】

厚生労働省においては、平成19年4月から、医療機関に対し、医療機能に関する一定の情報について、都道府県への報告を義務付け、都道府県が医療機関の診療科目、医師や看護師数等の基本的な情報、提供する医療の内容に関する情報及び医療連携や医療安全に関する情報を比較できるように整理し、ウェブサイト等において住民が利用しやすい形で公表する医療機能情報提供制度を施行している。同制度の報告事項には、PTSD治療の可否も含まれており、厚生労働省においては、政府広報やウェブサイトを活用し、同制度の周知に努めている（厚生労働省ウェブサイト：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/teikyouseido/index.html）。

(4) PTSD治療に係る自立支援医療制度の利用の周知

【施策番号42】

厚生労働省においては、「犯罪被害者等のPTSD治療に係る自立支援医療（精神通院医療）の利用について（周知依頼）」（平成28年4月28日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）により、各都道府県・指定都市障害保健福祉主管部（局）長に対して、PTSD治療（保険診療に限る。）が自立支援医療（精神通院医療）の対象となることについて、広報等を通じた周知を依頼した。

(5) 犯罪被害者等への適切な対応に資する医学教育の促進

【施策番号43】

文部科学省においては、医学生が卒業時まで身に付けておくべき必須の実践的診療能力を学修目標として提示した「医学教育モデル・コア・カリキュラム」（https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/033-2/toushin/1383962.htm）を策定し、PTSDについては、学生が複眼的に学修できるよう不安障害群や心的外傷及びストレス因関連障害群として整理するとともに、全国医学部長病院長会議における総会をはじめとした医学部関係者が参加する各種会議で、同モデル・コア・カリキュラム及び第3次基本計画の内容を紹介し、各大学におけるPTSD等の精神的被害に関する教育の充実に向けた取組を要請している。

また、厚生労働省においては、医学部卒業後の医師臨床研修の到達目標、方略及び評価に、精神科を必修分野として位置付けており、研修医の精神疾患に対する理解を促進している。

(6) 精神保健福祉センターに対する犯罪被害者等支援業務についての理解促進

【施策番号44】

精神保健福祉センターにおいては、心のケアが必要な犯罪被害者等に対して精神保健に関する相談・支援を行っており、厚生労働省においては、平成20年度に「犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究」で取りまとめられた「犯罪被害者等支援のための地域精神保健福祉活動の手引」（<http://victims-mental.umin.jp/pdf/shiryotebikizenbun.pdf>）を、精神保健福祉センターに配布し、支援の充実を図っている。

また、必要に応じて、厚生労働省が主催する全国精神医療審査会長・精神保健福祉センター所長会議で犯罪被害者等に関する議題を取り上げることとしている。

(7) 地域格差のない迅速かつ適切な救急医療の提供

【施策番号45】

厚生労働省においては、ドクターカー・ドクターヘリの普及や、初期救急、入院を要する救急である二次救急、救命救急である三次救急の救急医療体制の体系的な整備を図っている。また、消防庁及び厚生労働省においては、医学的観点から救急救命士を含む救急隊員が行う応急処置等の質を担保するとともに、全都道府県及び243^{*1}の地域単位のメディカルコントロール協議会（令和元年8月現在）の質を底上げし、メディカルコントロール体制^{*2}を充実強化することを目的として、全国メディカルコントロール協議会連絡会を開催している。

※1 地域メディカルコントロール協議会としては計上していないが、都道府県メディカルコントロール協議会の中に、地域メディカルコントロール協議会としての役割も担っているものが8団体存在する。

※2 救急現場から医療機関に搬送されるまでの間において、救急救命士等が行う応急処置等の質を保障する仕組み。具体的には、各種プロトコルの作成、医師による指示・指導・助言、救急活動の事後検証等が行われる体制をいう。

(8) 救急医療に連動した精神的ケアのための体制整備

【施策番号46】

厚生労働省においては、救命救急センターに犯罪被害者等が搬送された場合にも、救急医療の実施と併せて、精神科の医師による診療等が速やかに行われるよう、精神科の医師を必要に応じて適時確保することを各都道府県に求めている。

なお、令和元年度末現在、293の救命救急センターが救急医療の実施と併せて、精神科の医師による診療等が行える体制を整備している（厚生労働省ウェブサイト：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188907_00002.html）。

(9) 交通事故による重度後遺障害者に対する医療の充実等

【施策番号47】

国土交通省においては、平成13年度から自動車事故による重度後遺障害者で在宅介護を受けている者の入院を積極的に受け入れる病院を短期入院協力病院として指定することをはじめ、令和元年度には5病院を新たに指定し、全国で合計193病院となった。また、病院に加えて、平成25年度から障害者支援施設等を短期入所協力施設として指定することをはじめ、令和元年度には20施設を新たに指定し、全国で合計127施設となった。

独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA〔ナスバ〕）においては、全国10か所の療護施設において、自動車事故による遷延性意識障害者に対する高度な治療・手厚い看護を行っているほか、2年2月、療護施設のいわゆる「空白地域」の解消を図るため四国地方に初となる「小規模委託病床」を新設した。

(10) 高次脳機能障害者への支援の充実

【施策番号48】

厚生労働省においては、各都道府県で実施する「高次脳機能障害及びその関連障害に対

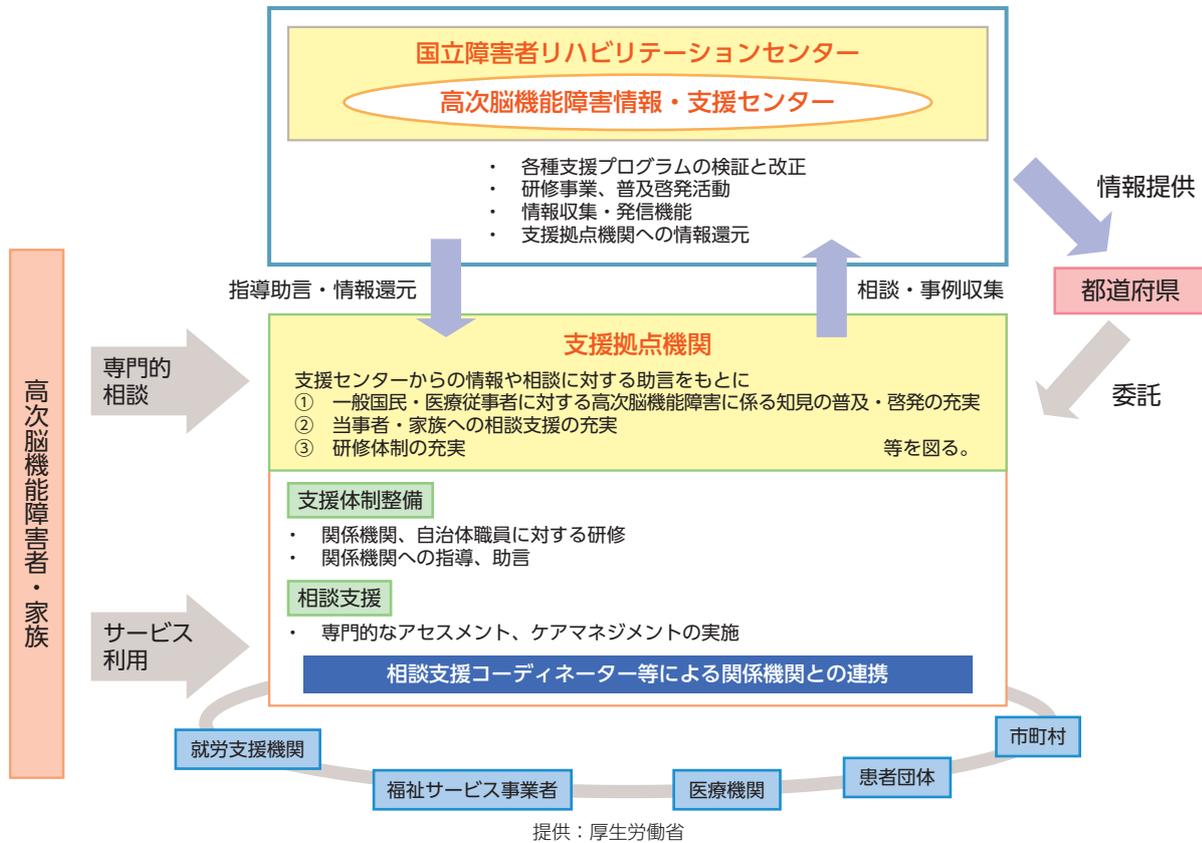
NASVAの被害者支援に関するポスター

提供：国土交通省

する支援普及事業」を支援しており、同事業では、高次脳機能障害者に対する支援を行うための支援拠点機関の設置、相談支援コーディネーターによる専門的な相談支援、関係機関との地域ネットワークの充実、高次脳機能障害の支援手法等に関する研修等を行っている。

また、平成23年10月、国立障害者リハビリテーションセンター内に高次脳機能障害情報・支援センターを設置し、高次脳機能障害に関する最新の支援情報をはじめとする様々な情報を集約し、高次脳機能障害のある者やその家族、支援関係者等に役立つ情報をウェブサイトで発信する体制を整備するなど、情報提供機能の強化を図っている。特に、専用ページ（http://www.rehab.go.jp/brain_fukyu/）において、高次脳機能障害のある者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくサービスの対象であることや、疾患や年齢に応じた制度等を掲載し、周知を図っている。

高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業



(11) 思春期精神保健の専門家の養成

【施策番号49】

厚生労働省においては、思春期精神保健対策専門研修として、医療従事者及びひきこもり支援従事者を対象に、児童虐待や家庭内暴力等に起因する精神障害等、子供の心の診療に関連した系統講義を行っている。

令和元年度は、医療従事者専門研修（全3回）に延べ185人、ひきこもり対策研修に80人が参加した。

(12) 被害少年等のための治療等の専門家の養成、体制整備及び施設の増強に資する施策の実施

【施策番号50】

厚生労働省においては、虐待を受けた子供の児童養護施設等への入所が増えていることを受け、平成23年度に児童養護施設等に心理療法担当職員及び個別対応職員の配置を義務化するなど、適切な援助体制を確保している。

また、児童相談所においては、円滑な業務遂行のため、児童福祉司（指導及び教育を行う児童福祉司スーパーバイザーを含む。）、相談員、医師（精神科又は小児科を専門とする医師）又は保健師、児童心理司、心理療法担当職員、弁護士等を配置するとともに、子供の相談援助活動を行うに当たって専門的・医

児童相談所の設置状況・職員配置状況

	児童相談所数	児童福祉司数	児童心理司数
平成23年4月1日現在	206	2,606	1,162
平成24年4月1日現在	207	2,670	1,193
平成25年4月1日現在	207	2,771	1,237
平成26年4月1日現在	207	2,829	1,261
平成27年4月1日現在	208	2,934	1,293
平成28年4月1日現在	209	3,030	1,329
平成29年4月1日現在	210	3,235	1,355
平成30年4月1日現在	210	3,426	1,447
平成31年4月1日現在	215	3,817	1,570

提供：厚生労働省

学的な判断や治療を必要とする場合には、医療機関の受診に関する援助を行うこととしている。

31年4月現在、全国の児童相談所には、664人の医師、143人の保健師及び1,570人の児童心理司が配置されている。

(13) 里親制度の充実

【施策番号51】

厚生労働省においては、虐待を受けたなどの事情により、代替養育を必要とする子供について、平成28年の児童福祉法改正で定められた家庭養育優先原則に基づき、里親やファミリーホームへの委託の推進を図っている。そのため、里親のリクルート及びアセスメントから、研修、マッチング、養育支援に至るまで、里親養育を一貫して支援する体制を整える自治体に対して補助を行う里親養育包括支援（フォスタリング）事業を実施している。また、令和2年度予算においては、里親委託のための調整期間における里親の経済的負担を軽減し、子供と里親の交流や関係調整を十分に行える環境を整備するための予算補助を盛り込んでいる。

(14) 児童虐待に対する夜間・休日対応の充実等

【施策番号52】

ア 厚生労働省においては、児童相談所が夜間・休日を問わず、いつでも相談に応じられる体制を整備するための予算補助を行っており、平成31年4月現在、全ての児童相談所で24時間・365日対応できる体制が確保されている（70自治体、215か所）。

【施策番号53】

イ 厚生労働省においては、都道府県が、児童相談所では対応しきれない医学的判断・治療が必要となるケースについて迅速かつ適切に対応するため、地域の医療機関を協力医療機関に指定し、医学的知見から個々のケースに応じた心身の治療の必要性等について専門的・技術的な助言を得る取組に

対し、予算補助を行っている。

(15) 被害少年等の保護に関する学校及び児童相談所等の連携の充実

【施策番号54】

地方公共団体が設置する要保護児童対策地域協議会は、虐待を受けている子供等の早期発見や適切な保護を図るため、児童相談所、学校・教育委員会、警察等の関係機関と要保護児童やその保護者等（以下「支援対象児童等」という。）に関する情報共有や、支援内容の協議を行うこととしており、その結果を踏まえ、関係機関が適切な連携の下で対応している。同協議会は、平成29年4月現在、99.7%の市町村で設置されている。

また、28年5月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律（以下「児童福祉法等改正法」という。）により改正された児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という。）において、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる子供等（以下「要支援児童等」という。）と思われる者に日頃から接する機会の多い学校、病院、診療所、児童福祉施設等の関係機関は、要支援児童等と思われる者を把握した場合、当該者の情報を現在地の市町村に提供できるよう努めなければならないこととされ、また、当該関係機関は、児童相談所等から児童虐待の防止等に関する資料等の提供を求められたときは、当該資料等を提供することができることとされた。

(16) 被害少年等に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等

【施策番号55】

ア 文部科学省においては、犯罪被害者等を含む児童生徒の相談等に適切に対応できるよう、学校における教育相談体制の充実に取り組んでいる。具体的には、児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーの学校等への配置及

要保護児童対策地域協議会

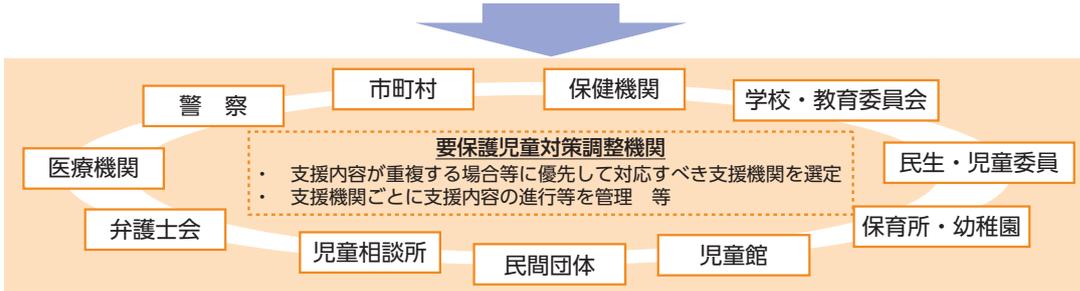
果たすべき機能

支援対象児童等の早期発見や適切な保護や支援を図るためには、

- ・ 関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、
- ・ 適切な連携の下で対応していくことが重要

であり、市町村において、要保護児童対策地域協議会を設置し、

- ① 関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にするなどの責任体制を明確化するとともに、
- ② 個人情報の適切な保護と関係機関における情報共有の在り方を明確化することが必要



	平成27年度	平成28年度	平成29年度
設置している市町村数（※）	1,726 (99.1%)	1,727 (99.2%)	1,735 (99.7%)
登録ケース数（うち児童虐待）	191,806 (92,140)	219,004 (97,428)	260,018 (101,807)

※「設置している市町村数」及び「登録ケース数」については、各年4月1日現在の数値

【出典】平成27,28年度：厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ、平成29年度：厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ

提供：厚生労働省

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活動概要

学校における教育相談体制の充実に向けて

多様な社会的な背景により課題を抱える児童生徒に対する教育相談を充実していくためには、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、教員とは異なる専門性や経験を有する専門的なスタッフを学校に配置し、教員とともに、その専門性を発揮していくことが重要である。



提供：文部科学省

び緊急支援のための派遣に対して補助を行っている。令和元年度までに、全公立小・中学校約2万7,500校にスクールカウンセラーを配置することを目標としており、同年度においては、その配置に係る経費(2万7,500校分)を予算措置した。また、福祉の専門的な知識・技術を用いて児童生徒を

支援するスクールソーシャルワーカーの教育機関等への配置に対して補助を行っている。同年度までに、全中学校区約1万中学校区にスクールソーシャルワーカーを配置することを目標としており、同年度においては、その配置に係る経費(1万中学校区分)を予算措置した。

コラム 3

スクールカウンセラーの行う支援活動

スクールカウンセラー 高田晃

スクールカウンセラー(以後、SC)が初めて学校に派遣されたのが平成7年である。現在ではほとんどの小・中学校に配置され高校にも拡大されている。その活動は児童生徒及び保護者へのカウンセリングだけではなく、教師へのコンサルテーションも大切な活動である。ある事例を振り返りSC活動の一部を紹介したい。

母親の不安

担任がA子の母親からA子の学校での様子を尋ねられたのは、中学1年生の夏休み前の保護者会である。その地域ではA子が中学校に入学後間もなく、地元のスポーツ少年団(以後、スポ少)の指導者が子どもたちにわいせつ行為をしたことが発覚し大騒ぎになった経緯がある。発覚当時、母親が心配してA子に尋ねると「私は何もされていない」と答え変わった様子はなかったが、最近元気がないので学校で何かあったのか心配していた。担任は母親に学校でトラブルはないことを伝えるとともにSCを紹介し、後日SCが母親と面談する運びとなった。

母親の話を要約すると、A子は小学校の中学年からそのスポ少に入り、真面目に練習に取り組み、体格にも恵まれていたこともあってめきめきと上達した。指導者からも期待され、練習後に個別の指導を受けたり、週末に他のチームの試合観戦に連れて行ってもらったりしていた。自分の娘に目をかけてくれる指導者に母親も感謝していた。A子が中学校に進学後もスポ少と同じ競技の部活動に入部し意欲的に取り組む姿を見て母親は喜んでいた。そんな矢先に事件が発覚し、母親としては寝耳に水であった。発覚後、A子は「大丈夫」と言うものの不自然にはしゃいだり、物思いにふけったりすることがある。そんな時「本当に大丈夫？」と母親が声をかけても、A子は「何が？」と言うだけでそれ以上聞いても黙り込んでしまうだけ。指導者はもうこの街にはいないので被害に遭うことはないと分かっている不安でたまらない、何とかして欲しいというのが母親の訴えであった。中学校では学年会が招集され、SCからは、母親了解の下、情報提供と、A子自身も何が起こったのか現実が受け止め切れていない状態と思われることを説明した。担任や他の先生からは特別変わった様子は見受けられないA子の状態や、クラスの雰囲気も事件発覚直後はざわついたが今は話題にする生徒もいないことが報告された。

A子担当の決定

議論の結果、学校全体でA子を注意深く見守っていき、A子親子に個別カウンセリングを実施していくことになった。不安の強い母親をSCが担当し、A子に対しては女性の副担任が選ばれた。A子の担当の選考には、母親からの希望として、A子の担当は女性のカウンセラーであることと(S

Cは男性)、A子が特別な指導を受けていることをクラスメートや世間に知られないこと、という2点が示された。警察の被害者支援カウンセラーや公的機関のカウンセラーについて説明したが、周囲に知られることを理由に抵抗が強かった。A子自身は「どっちでもいい」と消極的であったが母親の強い促しに流され、「するなら年が近くて女性がいい(根掘り葉掘り聞かれたり、説教じみたことを言われたりするの嫌)」ということで、教育相談部の委員でもある20代女性の副担任が選任され、SCがコンサルテーションを行っていくことになった。A子の周囲には苦手な教科の補習という名目で進められた。

夏休みの教職員研修会では、SCが「心の傷つきと回復、その支援のポイント」というテーマでミニレクチャーを実施した。参加した多くの先生から「話を聞いてよかった。教師としては『それで済んでよかった。早く忘れてしまえ』と指導してしまうところだった」等の感想が述べられた。夏休みの暑い教室(当時はエアコンもない)で、先生方の熱い視線を浴び、汗だくになって説明した甲斐があったと思い、SC活動の一つである研修や心理教育の大切さを再認識した。

A子への心のケア

SCは、A子のカウンセリングを行う副担任に、被害者の胸の内(恥ずかしさや汚れ、自分の注意が足りなかった等の思いから自信喪失。そっとしておいて欲しいと思う反面、聴いて欲しいと思うアンビバレントな思い)や、関わるときの留意点(A子の話を否定したり責めたり、逆に慰めたり励ましたりしないで傾聴する。傾聴といっても聴きだし過ぎや語らせ過ぎはまずい、教員の教え癖や指導的な発言はもっての外)を伝え、とにかくA子が安全安心を感じられる関係づくりをアドバイスした。

副担任は傾聴に努め、回を重ねるごとにA子との信頼関係も深まっていった。1カ月もすると、A子はスポ少の指導者のことも徐々に口に出すようになり、車の中で体を触られたりキスをされたりしたことを照れながら口にするようになった。副担任も想定していたことだったので冷静に対応していた。

SCはA子にも許可を得て母親に伝えた。母親は「やっぱり」と憤っていたが、目の前のA子の安定した学校生活に支えられ大きな動揺は見られず、副担任への感謝を述べるとともに個別指導の継続を希望した。その後もA子は文化祭に委員として取り組むなど充実した学校生活を送っていた。SCは先生たちから、「SCがいて良かった」と言われ浮かれていたが、その傍らで、さえない表情で俯いている副担任の姿があった。

支援者への支援

実は副担任は2学期になって体調を崩し休みがちであった。当初からA子とのカウンセリングの後、そのやり取りをSCと振り返りA子の内面の理解や対応を話し合ってきたが、A子が加害者のことを口にするようになった頃から体調不良が目立ち、カウンセリングの前日は頭痛で眠れず、朝は目覚めが悪く遅刻することもあった。カウンセリングの当日の夜は吐くこともあったが、SCに「うまくいっている、素晴らしい」と言われると自分の体調不良は言えなかったと打ち明けた。SCは自分の鈍感さを謝り、二次受傷(被害者の辛い話を共感的に聴くことで被害者と同じように傷ついてしまうこと)について説明した。

改めてカウンセリングの内容を振り返ると、A子は副担任の共感的な関わりに支えられ、副担任に何でも言えるようになり(安全安心の確保)、その中で加害者のことを口にするようになった。A子は「中学になって自分が相手をしてあげられなかったから(加害者は小学生へのわいせつ行為をした)と自責的であったが、その都度副担任に「A子ちゃんのせいではない」と言ってもらうことで、「自分は悪くない」と責任の所在に変化がみられるようになった。SCは、副担任に、A子の変化はひとえに副担任の支援のたまものであるが、A子の思いに感情移入しすぎたため、二次

受傷に至ったと説明した。

副担任はその説明を否定し、「自分はA子の思いを理解できなかった。A子が加害男性のことを『彼が…』というたびに嫌悪感を覚えた」と言い、二次受傷ではなく、受け入れられないA子を受け入れなくてはならないことの葛藤に堪えられなかったことを語った。さらに「こんな大変な子を自分に押し付けて…」という先輩や同僚教師への不信感と、「(SCが)自分でやるべきカウンセリングを私にやらせた」というSCへの怒りを、「自分はカウンセラーじゃない、教師です！」と机をたたいて抗議することもあった。SCは副担任がA子に行ったように、話を否定したり責めたり、逆に慰めたり励ましたりしないで傾聴に努めた。3学期になる頃には副担任の体調不良も見られなくなり、A子もいろいろなことにチャレンジ(自己効力感の向上)し、副担任もそんなA子を応援していた。

それから1年、副担任はA子が3年生になる春に異動した。離任式の後、A子は副担任へ母親と選んだプレゼントを渡し感謝の思いを伝えていた。そして副担任はSCに「この経験をこれからの教師生活に生かしていきます」と伝えた。SCは学校長から「SCがいてくれて本当に良かった」と言われ、思わず周囲を見渡したが俯いている者は今回はいなかった。

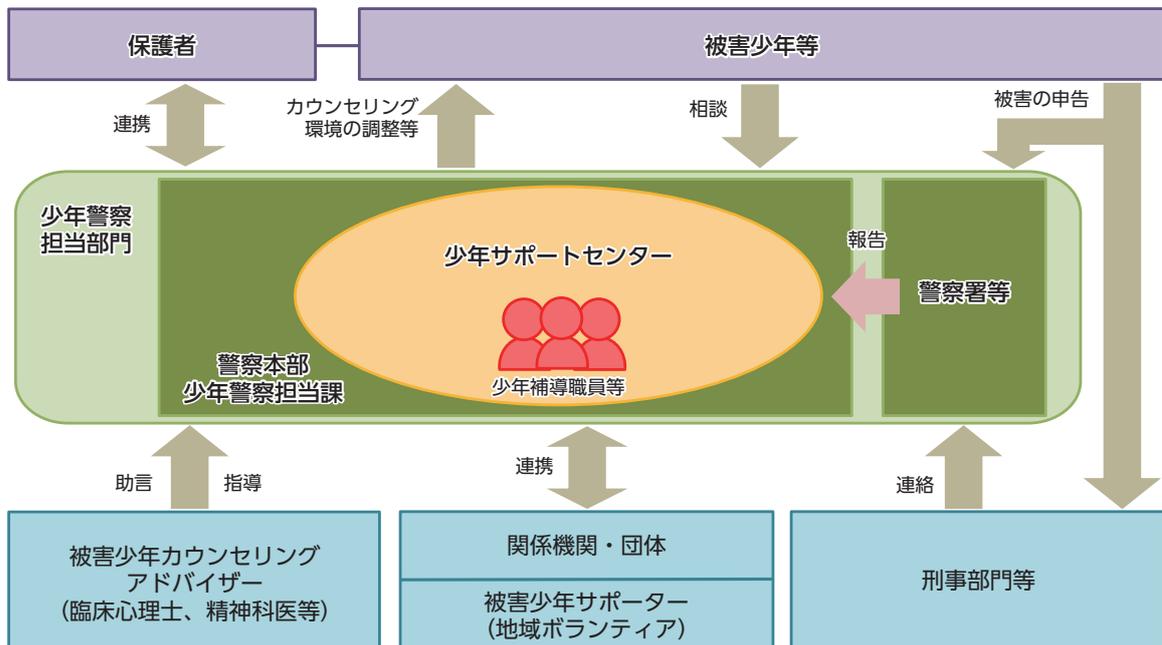
以上、A子と副担任のプライバシーに配慮し加工の上報告した。皆さんのSCの行うコンサルテーションをはじめ、学校現場における被害児・被害者への関わり方について理解が深まれば幸いである。

【施策番号56】

イ 教員が犯罪被害者等である児童生徒の相談等にも的確に対応できるよう、大学の教職課程においては、カウンセリングに関する基礎的な知識を含む教育相談の理論及び

方法を必ず取り扱うこととされている。また、地方公共団体の教育相談指導者を対象として、犯罪被害者等に関する内容を含む教育相談の研修を実施している。

被害少年への支援活動



(17) 被害少年が受ける精神的打撃軽減のための継続的支援の推進**【施策番号57】**

人格形成の途上にある少年が被害を受けた場合、その後の健全育成に与える影響が大きいことから、警察においては、被害少年の再被害を防止するとともに、その立ち直りを支援するため、少年補導職員等による指導・助言のほか、カウンセリング等の継続的な支援を行っている。

被害少年の支援については、公認心理師資格等を有する警察部内カウンセラーによる支援体制の充実を図るとともに、臨床心理学、精神医学等の高度な知識・技能を有する部外の専門家を被害少年カウンセリングアドバイザーとして委嘱し、その適切な指導・助言を受けながら支援を実施している。また、それぞれの地域においては、保護者等との緊密な連携の下に、少年を取り巻く日常の環境の変化や生活状況を把握しつつ、支援を行うボランティアを被害少年サポーターとして委嘱し、これらの者と連携した支援活動を推進している。

子供の性被害をめぐる情勢については、令和元年中、児童ポルノ事犯の検挙を通じて新たに特定された被害児童は1,559人で、このうち18.7%は抵抗するすべを持たない低年齢児童（小学生以下）であるほか、SNSの利用に起因して児童買春等の被害に遭う児童が2,082人であるなど、依然として厳しい状況にある。警察では、このような情勢を踏まえ、平成29年4月に犯罪対策閣僚会議において決定された「子供の性被害防止プラン」（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）に基づき、関係府省庁と連携し、被害児童の迅速な保護及び適切な支援に向けた取組を推進している。

(18) 警察における性犯罪被害者に対するカウンセリングの充実**【施策番号58】**

警察においては、令和2年4月現在、44都道府県警察で166人（うち臨床心理士100人）の部内カウンセラーを配置するとともに、全都道府県警察でカウンセリング費用の公費負担制度を運用している（P13【施策番号15】参照）。

警察におけるカウンセリングの様子（模擬）**(19) 性犯罪被害者に対する緊急避妊に関する情報提供****【施策番号59】**

厚生労働省においては、性犯罪被害者を含め、緊急避妊を必要とする者が、緊急避妊薬の使用目的や使用方法を含め、緊急避妊の方法等に関する情報を得られるよう、保健所や女性健康支援センター等を通じて情報提供を行っている。

(20) 性犯罪被害者対応における看護師等の活用**【施策番号60】**

厚生労働省においては、医師・看護師等の職種が連携し、各々の専門性を発揮して性犯罪も含めた暴力被害者支援に取り組んでいる実践的な事例を盛り込んだ「チーム医療推進のための基本的な考え方と実践的事例集」をウェブサイト（<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001ehf7.html>）等で周知し

ている。

(2) ワンストップ支援センターの設置促進

【施策番号61】

ア 警察庁においては、関係府省庁、地方公共団体及び犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等に対し、「犯罪被害者等施策情報メールマガジン」を通じてワンストップ支援センターの開設状況や効果的な広報啓発活動について情報提供を行うなどにより、地方公共団体における性犯罪被害者支援に係る関係部局や医療機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体間の連携・協力の充実・強化を要請している。

【施策番号62】

イ 内閣府においては、性犯罪被害者等が安心して相談をし、必要な支援を受けられる環境を整備するため、地方公共団体の職員や性犯罪被害者等の支援を行う相談員を対象とした研修を実施し、先進的な取組等の好事例を紹介するなどしている。

【施策番号63】

ウ 厚生労働省においては、都道府県等の協力を得て、犯罪被害者支援団体、医師等の医療関係者等から、ワンストップ支援センター開設に向けた相談があった場合には、協力が可能な医療機関の情報を収集し、当該団体等に提供することとしている。



性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを対象とした支援状況等調査について

性犯罪・性暴力被害者が躊躇せずに必要な相談と支援を受けられる体制の整備を図るため、被害直後からの総合的な支援を可能な限り1か所で提供することを目的とした性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（以下このトピックスにおいて「センター」という。）が各都道府県に設置されている。

内閣府では、センターにおける支援状況や課題等を把握するため、全国のセンターを対象とした初のアンケート調査を実施した¹。本調査は、令和元年6月1日から8月31日までにセンターにおいて対応した全ての相談を対象としており、概要は以下のとおり。

(1) 相談件数

電話相談は延べ7,606件、実人員2,755人、面談は延べ1,600件、実人員818人であった²。

(2) 被害者の性別—男性被害者も約1割

センターに寄せられた電話相談のうち、女性被害者は87.7%、男性被害者は10.4%であった。通常、電話相談から面談に移行する（センターを直接訪問することは基本的に想定されない）が、面談のうち、男性被害者が2.2%であったことから、男性はより面談につながりにくいことがうかがえる。

(3) 年齢—10代以下が約4割

面談では、約4割を10代以下の被害者が占めており、若年層の比率が高いことが確認された。中学生以下に限っても、約2割に上った。

1 本調査報告書は内閣府男女共同参画局HPから閲覧可能である。

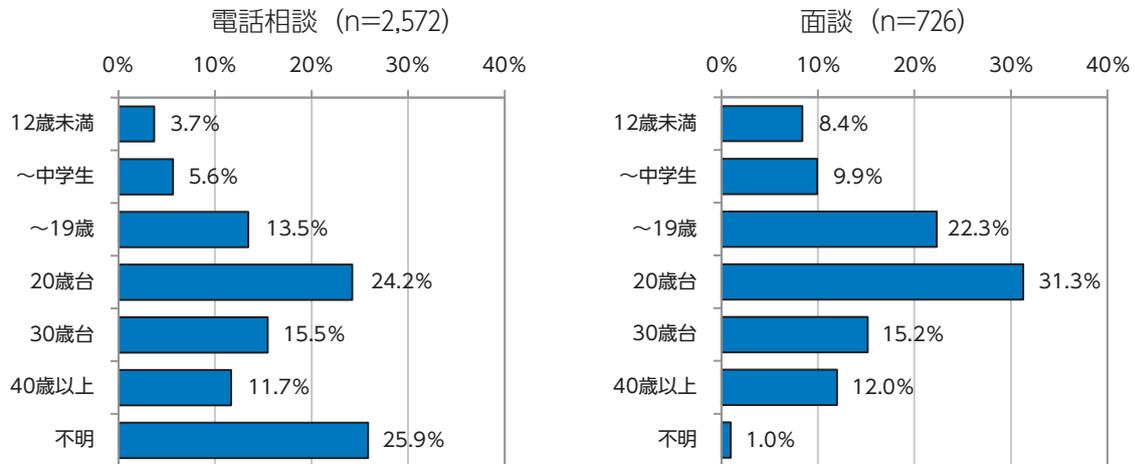
http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/r02_top.html

2 以下の事情等から、設問によって回答対象相談者数が異なる場合がある。

・被害者とその同伴の保護者が面談に来た場合、「相談者2名」「被害者1名」とカウントされたため、相談者の実人員と被害類型の件数が同一にならない。

・被害者とその同伴の保護者が来所し、詳しく話を聞いたところ、同伴保護者（母親）に対するDV被害の支援も必要となったことで、相談受付時点での人数と支援する人数が同一にならない。

図表 1 被害者の年齢

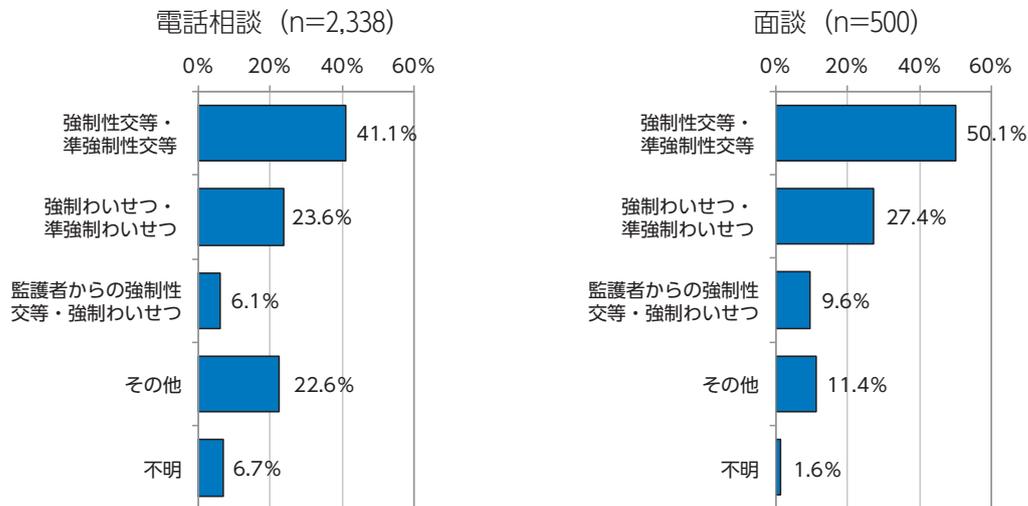


(4) 性被害の内容—薬物・アルコール使用を含む性被害が100件超

電話相談、面談共に「強制性交等・準強制性交等」が最も多くなっており、面談では半数以上を占めた。

また、性被害の中に「薬物・アルコール使用」が含まれていた被害者の人数は、電話相談で106人、面談で75人だった。電話に限っても、単純に4倍すると、年間約400人以上の計算になる。

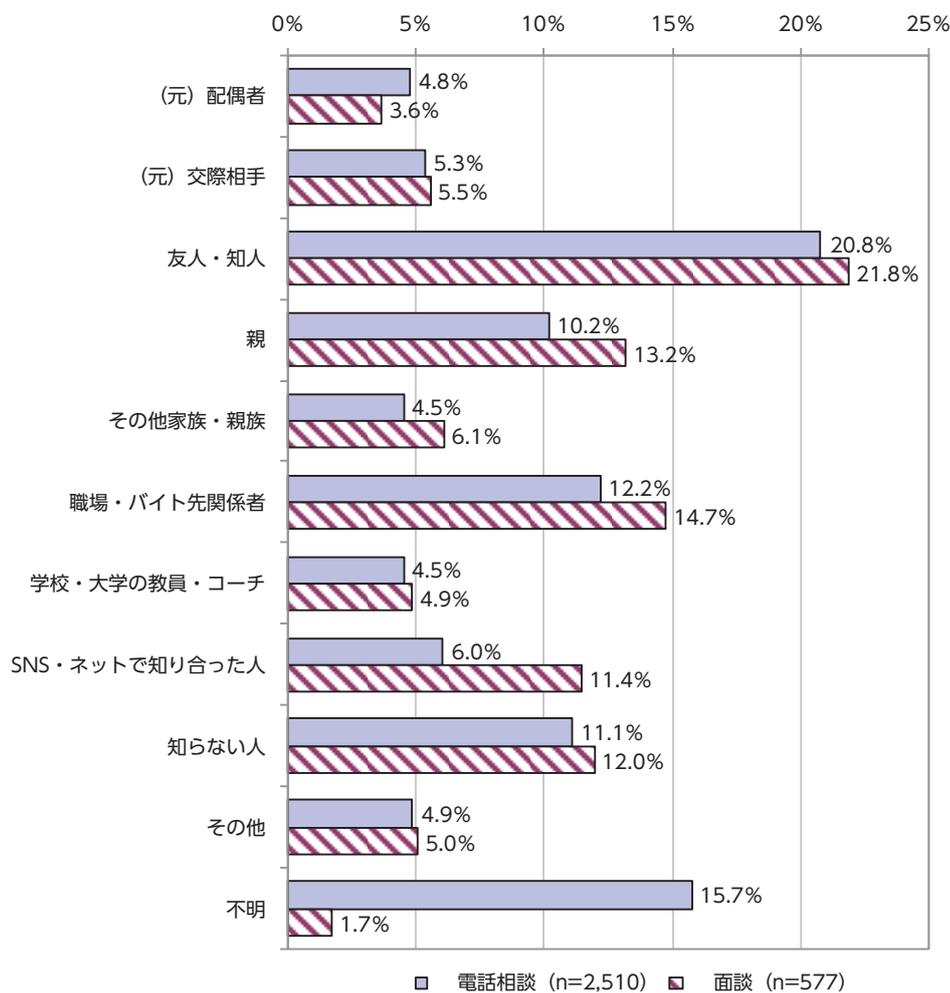
図表 2 性被害類型



(5) 加害者との関係—親や家族からの性被害が約2割

面談では、「親」³からの被害が13.2%であり、「その他家族・親族」(6.1%)と合わせると約2割に上った。また、「SNS・ネットで知り合った人」は11.4%であった。「監護者からの継続的な暴力によりSNSで居場所を求め、そこでつながった人から被害に遭っている」といった意見もあった。

図表3 加害者との関係



3 この場合、「親」には実親、養親、継親、親の交際相手を含む。

【施策番号64】

エ 厚生労働省においては、医療機能情報提供制度の内容に、ワンストップ支援センターが医療機関内に設置されているかどうかに関する項目を設けることにより、住民・患者向けに情報提供を行っている（医療機能情報提供制度については、P22【施策番号41】参照）。

【施策番号65】

オ 内閣府においては、都道府県による性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支

援センターの設置について、令和2年までに各都道府県に少なくとも1か所設置するとの目標を前倒しし、平成30年10月に全都道府県の設置が実現した。また、29年度に創設した性犯罪・性暴力被害者支援交付金を活用して、同センターの運営の安定化及び質の向上を図るため、各地方公共団体の実情に応じた取組の支援の充実に努めている（警察庁における取組については、P85【施策番号201】を参照）。

(22) 犯罪被害者等に関する専門的知識・技能を有する専門職の養成等

【施策番号66】

ア 警察庁においては、一般社団法人日本臨床心理士会に働き掛け、犯罪被害者等に関する専門的知識・技能を有する臨床心理士の養成及び研修の実施を促進しているほか、都道府県臨床心理士会の被害者支援担当者を集めた研修会に職員を派遣し、犯罪被害者等施策に関する講義を実施している。

また、犯罪被害者週間の実施に当たり、一般社団法人日本臨床心理士会や各都道府県の臨床心理士会、臨床心理士受験資格に関する指定大学院に広報啓発ポスターや啓発イベントの開催案内を送付し、臨床心理士等の参加を呼び掛けるなどしている。

【施策番号67】

イ 警察庁においては、社会福祉士がインターネットを通じていつでも基本法や第3次基本計画の内容等について学ぶことができるe-ラーニングのコンテンツ作成について、公益社団法人日本社会福祉士会に協力し、犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する社会福祉士の養成及び研修の実施に努めている。

また、犯罪被害者週間の実施に当たり、厚生労働省と連携して、同会や各都道府県の社会福祉士会、社会福祉学科等を設けている大学、公益社団法人日本看護協会等に広報啓発ポスターや啓発イベントの開催案内を送付し、社会福祉士等の参加を呼び掛けるなどしている。

(23) 法科大学院における教育による犯罪被害者等への理解の向上の促進

【施策番号68】

文部科学省においては、犯罪被害者等に対する理解の向上を含め、真に国民の期待と信頼に応え得る法曹の養成に努めるよう、法科大学院に促している。法科大学院においては、これに応え、犯罪被害者等の実態を把握・分

析し、犯罪被害者等の法的地位、損害回復の方法、被害者支援活動における課題等を考察する「被害者学」、「被害者と法」等の授業科目を開設するなどの取組を行っている。

(24) 犯罪被害者等に対する医療機関に関する情報の周知

【施策番号69】

厚生労働省においては、医療機能情報提供制度（P22【施策番号41】参照）を運用し、犯罪被害者等を含む患者が、医療に関する情報を得られ、適切に医療機関を選択できるよう支援している。

(25) 犯罪被害者等の受診情報等の適正な取扱い

【施策番号70】

ア 個人情報保護委員会及び厚生労働省においては、医療機関等による個人情報の適切な取扱いを確保する目的で、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成29年4月14日付け個人情報保護委員会事務局長・厚生労働省医政局長・医薬・生活衛生局長・老健局長通知）を定め、医療機関等に適切な対応を求めている。また、厚生労働省においては、「診療情報の提供等に関する指針」（15年9月12日付け厚生労働省医政局長通知）を策定しており、医療機関等に適切な対応を求めている。さらに、医療法に基づき設置されている都道府県等の医療安全支援センターにおいては、患者やその家族から個人情報の取扱いを含めた医療に関する苦情・相談を受けた場合、当該患者やその家族又は苦情・相談のあった医療機関の管理者に対し、必要に応じて助言を行うこととされている。医療保険者についても、「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（29年4月14日付け個人情報保護委員会事務局長・厚生労働省保険局長通知）等の関連ガイダンスを通知し、引き続き適切な対応を求めている。

【施策番号71】

イ 金融庁においては、犯罪被害者等の保険利用に関する情報をはじめとする個人情報の取扱いに関し、保険会社に問題があると

認められる場合には、保険業法等に基づき、保険会社に対する検査・監督において適切な対応を行っている。

2 安全の確保（基本法第15条関係）

(1) 判決確定、保護処分決定後の加害者に関する情報の犯罪被害者等への提供の適正な運用

【施策番号72】

検察庁においては、事件の処理結果、公判期日、裁判結果等のほか、希望があるときは不起訴裁定の主文、不起訴裁定の理由の骨子等を犯罪被害者等に通知する、全国統一の被害者等通知制度を実施している。

平成19年12月から、同制度を拡充し、犯罪被害者等の希望に応じて、判決確定後の加害者に関する処遇状況等の情報について、検察庁、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所が連携して通知を行っている。具体的には、加害者の受刑中の処遇状況に関する事項、仮釈放審理に関する事項、保護観察中の処遇状況に関する事項等を通知している。また、26年4月から、加害者の受刑中の刑事施設における懲罰及び褒賞の状況を通知することとした。

同じく、19年12月から、犯罪被害者等の希望に応じて、保護処分決定後の加害者に関する処遇状況等の情報について、少年鑑別所、少年院、地方更生保護委員会及び保護観察所が連携して通知を行っている。具体的には、少年院送致処分又は保護観察処分を受けた加害少年について、少年院における処遇状況に関する事項、仮退院審理に関する事項、保護観察中の処遇状況に関する事項等を通知している。また、26年4月から、加害者の少年院在院中における賞、懲戒及び問題行動指導の状況を通知することとした。

保護観察所においては、保護観察中の処遇

法務省における被害者等通知制度の実施状況

年次	通知希望者数	通知者数
平成25年	75,516	129,036
平成26年	79,660	135,545
平成27年	77,874	133,863
平成28年	74,399	131,452
平成29年	73,503	128,630
平成30年	76,143	130,998
令和元年	76,590	132,443

提供：法務省

状況に関する事項の一つとして、従前は保護観察の終了予定年月のみを通知していたが、同月から、これを年月日まで通知するほか、特別遵守事項に基づき実施する特定の犯罪傾向を改善するための専門的処遇プログラムの実施状況を通知することとした。

また、保護観察の開始に関する事項を通知する際、心情等伝達制度を含む更生保護における犯罪被害者等施策に関するリーフレット等を添付するなどして、通知制度を利用している犯罪被害者等に心情等伝達制度の周知を図り、問合せに応じて説明を行っている。

被害者等通知制度の令和元年中の実施状況については、通知希望者数は、7万6,590人であり、実際に通知を行った延べ数は13万2,443人であった。

(2) 加害者に関する情報提供の適正な運用

【施策番号73】

警察においては、「再被害防止要綱」（平成31年3月27日付け警察庁刑事局長等通達別添）に基づき、同じ加害者により再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を再被

犯罪被害者等に対する出所情報通知状況

年次	通知希望者数	通知者数
平成25年	423	398
平成26年	414	338
平成27年	450	388
平成28年	426	418
平成29年	438	394
平成30年	523	416
令和元年	459	417

提供：法務省

害防止対象者に指定し、再被害防止のための関連情報の収集、関連情報の教示・連絡体制の確立と要望の把握、自主警戒指導、警察による警戒措置、加害者への警告等の再被害防止措置を実施している。

これらの再被害防止措置の実施に当たっては、関係機関が緊密に連携しており、法務省においては、犯罪被害者等が加害者との接触回避等の措置を講じることにより再被害を避けることができるよう、13年10月から出所情報通知制度を運用している。具体的には、警察から再被害防止措置上必要とする受刑者の釈放等に関する情報の通報要請があった場合、通報を行うのが相当であると認められるときは、受刑者の釈放等に関する情報（自由刑の執行終了による釈放予定と予定年月日・帰住予定地、仮釈放による釈放予定と予定年月日・指定帰住地等）を通報している。

また、犯罪被害者等が希望する場合、検察官が相当と認めるときは、犯罪被害者等に対し、受刑者の釈放前に釈放予定に関する通知を行っている。

出所情報通知制度については、引き続き、各会議等において制度について周知を図り、実務担当者からも犯罪被害者等に対して案内をしている。

(3) 警察における再被害防止措置の推進

【施策番号74】

ア 警察では、13歳未満の子供を被害者とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役し

て出所した者について、法務省から情報提供を受け、各都道府県警察において、その出所者の所在確認を実施しているほか、必要に応じて当該出所者の同意を得て面談を行うなど、再犯防止に向けた措置を講じている。

【施策番号75】

イ P36 【施策番号73】 参照

(4) 警察における保護対策の推進

【施策番号76】

警察においては、暴力団による犯罪の被害者や暴力団との関係を遮断しようとする事業者等に対する危害行為を防止し、その安全確保の徹底を図るため、組織の総合力を発揮した保護対策を実施している。

「保護対策実施要綱」（平成31年3月28日付け警察庁次長通達別添）に基づき指定した身辺警戒員に対する教育・訓練を実施し、また、防犯カメラ等必要な装備資機材を整備するとともに、保護対象者が警備業者の機械警備を利用する際には、その費用の一部を補助することとしている。

(5) 保釈に関する犯罪被害者等に対する安全への配慮の充実

【施策番号77】

法務省・検察庁においては、加害者の保釈に関し、検察官が、犯罪被害者等から事情を聴くなどによりその安全確保を考慮して裁判所に意見を提出するとともに、保釈申請に対する結果について犯罪被害者等に連絡するなど、適切な対応に努めているほか、会議や研修等の様々な機会を通じ、検察官等に犯罪被害者等に対する安全配慮についての周知に努めている。

(6) 再被害防止に向けた関係機関の連携の充実

【施策番号78】

ア 警察においては、配偶者等からの暴力事案等に対して配偶者暴力相談支援センター

等の関係機関・団体と連携した被害者支援を講じるなど、犯罪被害者等の立場に立った適切な対応を図っている。

令和元年度には、人身取引（性的サービスや労働の強要等）事犯の被害者に対し、警察等への被害申告を多言語で呼び掛けるリーフレット30万部を作成し、関係府省庁、関係国の在京大使館・在外公館、NGO等の犯罪被害者等の目に触れやすい場所に広く配布したほか、ウェブサイト（<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/hoan/jinshintorihiki/index.html>）上でも同リーフレットを周知し、警察等への通報を呼び掛けている。また、元年7月、人身取引に関係する国の在京大使館、国際機関、NGO等を集めてコンタクトポイント連絡会議を開催し、人身取引被害者の発見・保護等に関する意見交換を行うなどした。さらに、人身取引事犯等の被害者となっている女性等の早期保護を図るため、警察庁の委託を受けた民間団体が、市民から匿名で事件情報の通報を受け、これを警察に提供して、捜査等に役立てる匿名通報事業を平成19年10月から実施している。

なお、「令和元年における人身取引事犯の検挙状況等について」の広報資料をウェブサ

イト（<https://www.npa.go.jp/publications/statistics/safetylife/hoan/jinshin.pdf>）上に掲載している。

児童虐待の被害者については、街頭補導、少年相談等の様々な活動の機会を通じ、その早期発見と児童相談所への確実な通告に努めている。また、各都道府県警察においては、国民に児童虐待事案の通告・通報を促しているほか、平成22年2月から匿名通報事業の対象に児童虐待事案を追加し、実施している。さらに、都道府県知事・児童相談所長による児童の安全確認や一時保護、立入調査を円滑化するための援助を実施するとともに、要保護児童対策地域協議会等へ積極的に参加するなど、学校、児童相談所等の関係機関との情報交換や連携強化に努めている。

配偶者からの暴力の被害者、人身取引の被害者等の保護に関しては、婦人相談所が児童相談所、警察等の関係機関と連携することが不可欠であることから、厚生労働省においては、その充実を図っている。特に、配偶者からの暴力被害者の保護と支援については、関係機関相互の共通認識・総合調整が必要不可欠であることから、婦人相談所においては、警察や福祉事務所等の関係機関との連携を図るため、連絡会議や事例検討会議を開催するとともに、事例集や関係機関の役割等を掲載したパンフレットを作成し、関係機関に配布している。

また、児童相談所においては、触法少年・ぐ犯少年の通告、棄児・迷子・虐待を受けた子供等の要保護児童の通告等について、警察と連携を図っている。児童虐待については、30年7月に児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議において決定した「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（以下「緊急総合対策」という。）に基づき、児童相談所と警察の間で共有する情報を明確化し、両者の情報共有の強化に取り組むなど、児童虐待への対応における関係機関

匿名通報ダイヤル

間の連携を強化している。

【施策番号79】

イ 警察庁及び文部科学省においては、警察と学校等関係機関の通報連絡体制や要保護児童対策地域協議会の活用、加害少年やその保護者に対する指導等の一層の充実を図り、再被害の防止に努めている。

警察においては、非行や犯罪被害等、個々の少年の抱える問題状況に応じた的確な対応を行うため、学校、警察、児童相談所等の担当者から成る少年サポートチームを編成し、それぞれの専門分野に応じた役割分担の下、少年への指導・助言を行っている。少年サポートチームの効果的な運用等を図るため、令和元年度においても、都道府県警察、関係機関・団体の実務担当者を集めた協議会を開催した。

文部科学省においては、各教育委員会に対し、学校と警察が連携し、児童生徒の問題行動に対応できるよう、生徒指導担当者を対象とした会議の場や通知等で連携体制の整備を促している。

また、「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針」（平成17年2月25日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を踏ま

え、虐待を受けている子供をはじめとする支援対象児童等の適切な保護を図るための関係機関との連携について教育委員会等に周知している。

(7) 犯罪被害者等に関する情報の保護

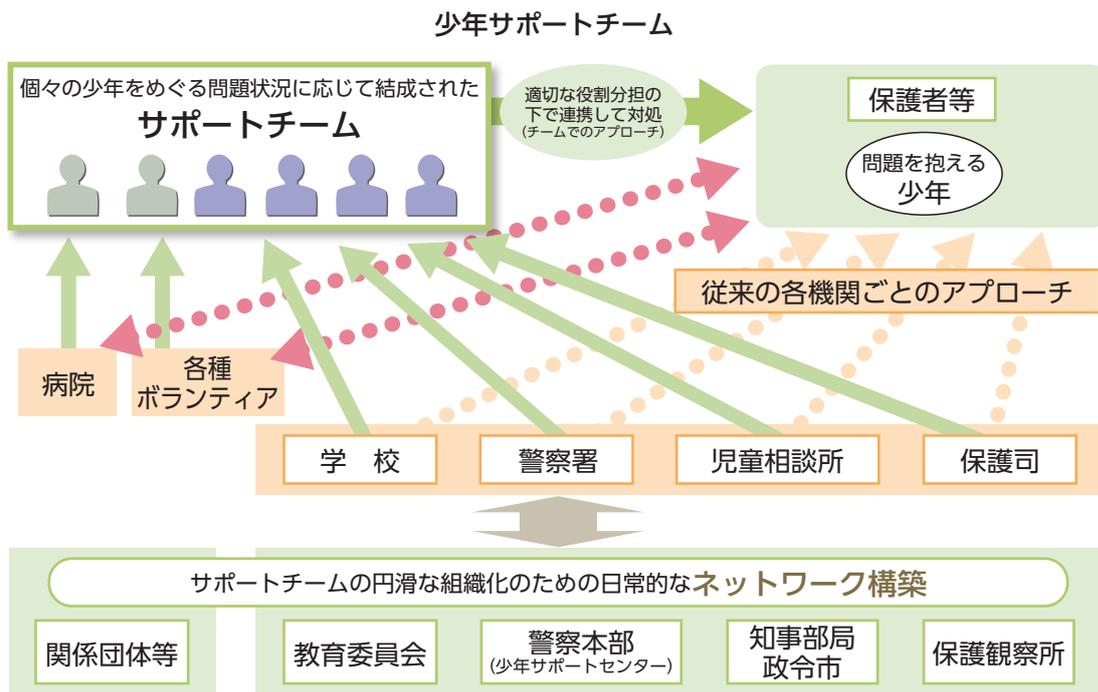
【施策番号80】

ア 法務省・検察庁においては、裁判所の決定があった場合、被害者の氏名及び住所その他の被害者が特定されることとなる事項を公開の法廷で明らかにしない制度、検察官が、証拠開示の際に、弁護人に対し、被害者の氏名等を被告人に知らせてはならない旨の条件を付するなどする措置をとることができる制度等について、円滑な運用に取り組んでいるほか、会議や研修等の機会を通じて検察官等への周知に努めている。

更生保護官署においても、保管する犯罪被害者等の個人情報適切に管理するように会議や研修等の機会を通じて周知徹底を図っている。

【施策番号81】

イ 検察庁においては、ストーカー事案に関し、事案に応じた適切な処理を行うとともに、捜査・公判の各段階において、犯罪被



害者等に関する情報の保護に配慮した適切な対応に努めている。また、法務省・検察庁においては、会議等の機会を通じて、これらの検察官等への周知に努めている。

【施策番号82】

ウ 法テラスにおいては、常勤弁護士を含む職員に対し、情報セキュリティに関する研修を行うなどして犯罪被害者等の個人情報の取扱いに十分留意するよう指導を行っている。

【施策番号83】

エ 総務省においては、平成16年に、関係省令等を改正し、配偶者等からの暴力及びストーカー行為等の被害者（以下この項目において「DV被害者等」という。）の住民票の写しの交付等を制限する支援措置を講じている。その後、18年に、住民基本台帳法を改正し、犯罪被害者等の保護の観点も含め住民基本台帳の閲覧制度等の抜本的な見直しを行い、何人でも閲覧を請求できるという従前の制度を廃止し、個人情報保護に十分留意した制度として再構築した。20年には、同様の観点から同法を改正し、住民票の写し等の交付制度の見直しを行った。24年には、関係通知を改正し、支援措置の対象について、配偶者等からの暴力及びストーカー行為等に加え、児童虐待及びその他これらに準ずる行為を明示的に追加した。これらに基づく支援措置は、各市区町村において講じられている。また、30年には、加害者の代理人からの住民票の写しの交付の申出等があった場合、加害者と同視して対応すること、また、裁判所に提出する必要があるとの理由により被害者に係る住民票の写しの交付の申出等があった場合、裁判所からの調査嘱託に対応する方法によること等について、それぞれ通知を发出した。

また、選挙人名簿の抄本の閲覧制度については、住民票の写しの交付等に関する関係省令等の改正を踏まえ、17年に、配偶者

等からの暴力及びストーカー行為等の加害者から、支援対象者が記載されている選挙人名簿の抄本の閲覧申出があった場合は拒否すること等を通知した。18年には、公職選挙法を改正し、閲覧事項を不当な目的に利用されるおそれがあるなど市町村選挙管理委員会が閲覧を拒むに足りる相当な理由があると認めるときは閲覧を拒否できることとするなど、個人情報保護に配慮した制度へと見直しを行い、その厳格な取扱いについて、21年、27年に周知徹底を図った。さらに、29年には、加害者以外の第三者から、選挙人名簿の抄本の閲覧申出があった場合であっても、申出に係る選挙人が支援対象者である場合には、その閲覧を拒むに足りる相当な理由があると認めるときとして閲覧を拒否することができること等を通知し、閲覧制度に係るより一層の厳格な取扱いについて周知徹底を図っている。

法務省においては、戸籍事務について、24年から、戸籍法第48条第2項に基づき、DV被害者等の住所、電話番号等の連絡先の記載がある届書等の閲覧請求又は当該書類に記載した事項についての証明書の交付請求がなされた場合であって、DV被害者等から市区町村長に対して、DV被害者等の住所等が覚知されないよう配慮を求める旨の申入れがなされ、かつ、住民基本台帳事務における支援措置が講じられているときには、同事務における支援期間を満了するまでの期間、DV被害者等の住所等を覚知されないように適宜の方法でマスキングをする処置を施した上で、閲覧又は交付請求に応じることとしている。その後、26年からは、DV被害者等の保護の観点から、申入れを行ったDV被害者等から再度申入れをする意思がないことを確認できない間は、住民基本台帳事務における支援期間が満了していないものとみなして、マスキングをする処置を施した上で閲覧又は交付請求に応じる取扱いを継続している。

また、不動産登記事務について、25年から、不動産の所有権等の登記名義人が、登記義務者として当該権利の移転等の登記を申請するに当たり、登記記録上の住所から転居している場合に、当該登記義務者がDV被害者等として、住民票の写しの交付等を制限する支援措置を受けている者であるときには、当該支援対象者からの申出により、当該登記の前提である登記名義人の住所の変更の登記を要しない取扱いとしている。その後、27年からは、支援対象者が、新たに登記名義人となる場合についても、支援対象者からの申出により、その現在の住所を登記することを要しない取扱いとしている。さらに、登記所に保管されている登記申請書及びその附属書類については、利害関係人による閲覧が認められているところ、同年から、これらの書類のうち、支援対象者の現住所が記載されている部分については、支援対象者からの申出により、閲覧を制限する取扱いをしている。

加えて、供託事務について、25年から、DV被害者等から被害の相談に関する公的証明書をもって供託官に対して申出があった場合には、被害者が供託物払渡請求書に記載する住所について、都道府県までの概括的な記載にとどめることを認める取扱いとするほか、供託物払渡請求がなされた後に上記申出がなされた場合において、利害関係人から払渡請求書の閲覧の請求がなされたときは、DV被害者等の住所等が覚知されないようにマスキングをする処置を施した上で閲覧に供する取扱いを行っている。また、その厳格な取扱いについて、毎年、会議等の機会を通じて周知徹底を図っている。

国土交通省においては、登録事項等証明書を交付する事務を行っている運輸支局等に対して「登録事項等証明書の交付請求に係る配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者

の保護のための取扱いについて」（26年7月11日付け国土交通省自動車局自動車情報課長通達）により、軽自動車検査協会に対して「検査記録事項等証明書交付請求に係る配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための取扱いについて」（27年1月26日付け国土交通省自動車局整備課長通達）により、それぞれ犯罪被害者等に関する情報の保護に係る手続の厳格な運用を示達するとともに、犯罪被害者等に係る情報の管理の徹底を図っている。

また、27年9月から、犯罪被害者等の保護のための取扱いの実施が求められている登録自動車に係る登録事項等証明書の出力に関して、自動車登録検査業務電子情報処理システム（MOTAS）において出力制限をかけることができるようにしており、更なる情報管理の徹底を図っている。

さらに、国土交通省においては、登録官研修等において、当該取扱い及び個人情報保護の重要性について研修を行っている。その際、被害相談窓口において当該取扱いのことを広く被害者等へ周知してもらうためにも、当該相談窓口を所管する相談機関等との連絡を日頃より密にするよう伝えている。

【施策番号84】

オ 警察庁においては、犯罪被害者等の実名発表・匿名発表について、引き続き適切な発表がなされるよう、都道府県警察の広報担当者を集めた会議等を通じて、都道府県警察を指導している。

(8) 一時保護場所の環境改善等

【施策番号85】

ア P16 【施策番号25】 参照

【施策番号86】

イ P16 【施策番号26】 参照

(9) 児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等

【施策番号87】

ア 警察においては、児童虐待防止対策に従事する職員、少年補導職員等に対し、早期に児童虐待を発見するための観点や、関係機関との連携の在り方、カウンセリング技術等について指導・教育を行うなど、児童虐待防止に関する専門的な知識・技能の向上に努めている。

警察庁では、緊急総合対策において、虐待による外傷、ネグレクト、性的虐待があると考えられるなど、児童の身体に対する危険性が高い事案に係る情報について、児童相談所と警察との間で共有することが明確化されたことを受け、そのような情報提供を受けた場合に迅速・的確に対応すること、更には児童相談所からの援助要請へ確実に対応すること等について、都道府県警察に指示等を行い、児童虐待の早期発見・早期対応に努めている。

【施策番号88】

イ 文部科学省においては、緊急総合対策を踏まえ、①各学校における児童虐待の早期発見に向けた取組及び通告、②関係機関との連携強化のための情報共有、③児童虐待防止に係る研修の実施等の積極的な対応等について各都道府県教育委員会等に通知した。

また、千葉県野田市における小学4年生死亡事案を受け、平成31年2月には、文部科学副大臣を主査とする省内タスクフォースを設置し、再発防止策を検討するとともに、同月に取りまとめられた、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について」を踏まえ、児童虐待事案に係る情報の管理及び関係機関間の連携に関する新たなルールを各都道府県教育委員会等に通知した。加えて、令和元年5月には、学校・教育委員会等が児童虐待の対応に当たって留意すべき事項をまとめた「学校・教育委員会等向け虐待対応

の手引き」を作成し、公表した。

このほか、児童生徒の相談を受けることができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用等、教育相談体制の整備を支援している。

【施策番号89】

ウ 文部科学省においては、児童虐待の防止に資する取組として、地域において、保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう、地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チーム等による保護者に対する学習機会や情報の提供、相談対応等、地域の実情に応じた家庭教育支援の取組に加え、訪問型家庭教育支援を含めた支援活動の強化を図るための取組を推進している。

また、地域において児童虐待の早期対応ができるよう、同年8月には、地域における家庭教育支援関係者や放課後子供教室などの地域学校協働活動関係者等に対して、児童虐待への対応に関して留意すべき事項をまとめた「児童虐待への対応のポイント～見守り・気づき・つなぐために～」を作成し、周知を図った。

さらに、同年11月の児童虐待防止推進月間を機に、子供たちの育ちに関わる全国の家庭・学校・地域の方々に対して、児童虐待の根絶に向けた大臣メッセージを発表した。

家庭教育支援チームによる家庭訪問の様子



提供：文部科学省

【施策番号90】

エ 児童虐待防止対策の強化を図るため、平成31年3月に、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案」が第198回通常国会に提出され、令和元年6月に可決・成立となった（P43トピックス「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律について」参照。）。

また、緊急総合対策に基づき、子供の安全確認ができない場合の立入調査の実施等全ての子供を守るためのルールの徹底等に取り組んでいる。さらに、緊急総合対策を受け、平成30年12月に「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を策定し、令和元年度からの4年間で、児童相談所の児童福祉司を平成29年度の約3,240人から2,020人程度増員するとともに、子ども家庭総合支援拠点を全市町村に設置することとするな

ど、児童相談所及び市町村の体制と専門性の強化を図っている。

このほか、児童虐待を受けたと思われる子供を見つけた時等に、ためらわず児童相談所に通告・相談ができるように、児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」を運用している。児童相談所につながるまでの時間短縮を進めるため、28年4月に、音声ガイダンスの短縮や、30年2月に、携帯電話等からの着信についてコールセンター方式を導入するなどの改善を進めてきたが、令和元年12月から「児童相談所全国共通ダイヤル」を「児童相談所虐待対応ダイヤル」と名称変更し、相談については「児童相談所相談専用ダイヤル」を開設した。「児童相談所虐待対応ダイヤル」については、通話料の無料化を行い、利便性の向上を図った。



児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律について

児童虐待防止対策の強化を図るため、平成31年3月に、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案」が通常国会に提出され、令和元年6月に可決・成立した。

これにより、主に、

- ・ 児童の権利を擁護するため、親権者は児童のしつけに際して体罰を加えてはならないこと。
- ・ 児童相談所の体制を強化するため、都道府県は一時保護等の介入的対応を行う職員と保護者支援を行う職員を分けるなどの措置を講ずること。
- ・ 児童相談所の設置を促進するため、児童相談所の設置に関する参酌基準を定めること、中核市及び特別区が児童相談所を設置できるよう施設整備、人材確保・育成の支援等の措置を講ずること。
- ・ 関係機関間の連携を強化し、DV対策との連携を強化するため、配偶者暴力相談支援センター等の職員は児童虐待の早期発見に努めること。

が定められたほか、児童相談所職員の処遇改善や一時保護所等の量的拡充・質的向上、民法上の懲戒権の在り方についての検討規定が設けられた。

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律(令和元年法律第46号)の概要

(令和元年6月19日成立・6月26日公布)

改正の趣旨

児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等の所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 児童の権利擁護【①の一部は児童虐待の防止等に関する法律、それ以外は児童福祉法】
 - ① 親権者は、児童のしつけに際して体罰を加えてはならないこととする。児童福祉施設の長等についても同様とする。
 - ② 都道府県（児童相談所）の業務として、児童の安全確保を明文化する。
 - ③ 児童福祉審議会において児童に意見聴取する場合においては、その児童の状況・環境等に配慮するものとする。
2. 児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等
 - (1) 児童相談所の体制強化等【①・⑥・⑦は児童虐待の防止等に関する法律、それ以外は児童福祉法】
 - ① 都道府県は、一時保護等の介入的対応を行う職員と保護者支援を行う職員を分ける等の措置を講ずるものとする。
 - ② 都道府県は、児童相談所が措置決定その他の法律関連業務について、常時弁護士による助言・指導の下で適切かつ円滑に行うため、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとともに、児童相談所に医師及び保健師を配置する。
 - ③ 都道府県は、児童相談所の行う業務の質の評価を行うことにより、その業務の質の向上に努めるものとする。
 - ④ 児童福祉司の数は、人口、児童虐待相談対応件数等を総合的に勘案して政令で定める基準を標準として都道府県が定めるものとする。
 - ⑤ 児童福祉司及びスーパーバイザーの任用要件の見直し、児童心理司の配置基準の法定化により、職員の資質の向上を図る。
 - ⑥ 児童虐待を行った保護者について指導措置を行う場合は、児童虐待の再発を防止するため、医学的又は心理学的知見に基づく指導を行うよう努めるものとする。
 - ⑦ 都道府県知事が施設入所等の措置を解除しようとするときの勘案要素として、児童の家庭環境を明文化する。
 - (2) 児童相談所の設置促進【①は児童福祉法、②・③は改正法附則】
 - ① 児童相談所の管轄区域は、人口その他の社会的条件について政令で定める基準を参照して都道府県が定めるものとする。
 - ② 政府は、施行後5年を目的に、中核市及び特別区が児童相談所を設置できるよう、施設整備、人材確保・育成の支援等の措置を講ずるものとする。その支援を講ずるに当たっては、関係地方公共団体その他の関係団体との連携を図るものとする。
 - ③ 政府は、施行後5年を目的に、支援等の実施状況、児童相談所の設置状況及び児童虐待を巡る状況等を勘案し、施設整備、人材確保・育成の支援の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
 - (3) 関係機関間の連携強化

【①は児童福祉法、②～④・⑤の前段は児童虐待の防止等に関する法律、⑤の後段は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律】

 - ① 要保護児童対策地域協議会から情報提供等の求めがあった関係機関等は、これに応ずるよう努めなければならないものとする。
 - ② 国及び地方公共団体は、関係地方公共団体相互間並びに市町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者暴力相談支援センター、学校及び医療機関の間の連携強化のための体制の整備に努めなければならないものとする。
 - ③ 児童虐待を受けた児童が住所等を移転する場合に、移転前の住所等を管轄する児童相談所長は移転先の児童相談所長に速やかに情報提供を行うとともに、情報提供を受けた児童相談所長は要保護児童対策地域協議会が速やかに情報交換を行うことができるための措置等を講ずるものとする。
 - ④ 学校、教育委員会、児童福祉施設等の職員は、正当な理由なく、その職務上知り得た児童に関する秘密を漏らしてはならないこととする。
 - ⑤ DV対策との連携強化のため、婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターの職員については、児童虐待の早期発見に努めることとし、児童相談所はDV被害者の保護のために、配偶者暴力相談支援センターと連携協力するよう努めるものとする。
3. 検討規定その他所要の規定の整備
 - ① 児童福祉司の数の基準については、児童福祉司の数に対する児童虐待相談対応件数が過重なものとならないよう、必要な見直しが行われるものとする。
 - ② 児童相談所職員の処遇改善、一時保護所等の量的拡充・一時保護の質的向上に係る方策等に対する国の支援等の在り方について、速やかに検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
 - ③ 民法上の懲戒権の在り方について、施行後2年を目的に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
 - ④ 一時保護その他の措置に係る手続の在り方について、施行後1年を目的に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
 - ⑤ 児童の意見表明権を保障する仕組みとして、児童の意見を聴く機会の確保、児童が自ら意見を述べる機会の確保、その機会に児童を支援する仕組みの構築、児童の権利を擁護する仕組みの構築その他の児童の権利擁護の在り方について、施行後2年を目的に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
 - ⑥ 児童福祉の専門知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策について、施行後1年を目的に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
 - ⑦ 児童虐待の防止等に関する施策の在り方について、施行後5年を目的に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
 - ⑧ 通報の対象となるDVの形態及び保護命令の申立をすることができるDV被害者の範囲の拡大、DV加害者の地域社会における更生のための指導等の在り方について、公布後3年を目的に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
 - ⑨ その他所要の規定の整備を行う。

施行期日

令和2年4月1日(3②及び⑧)については公布日、2(1)②及び⑤の一部については令和4年4月1日、2(2)①は令和5年4月1日。)

(10) 児童虐待防止のために行う児童の死亡事例等の検証の実施

【施策番号91】

社会保障審議会児童部会の下に設置されている児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会においては、平成16年から、児童虐待による死亡事例等について、分析・検証し、事例から明らかになった問題点・課題に対する具体的な対応策を、提言として毎年取りまとめており、令和元年8月には、「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第15次報告）」を取りまとめた。

第15次報告においては、心中以外の虐待死（50例・52人）中、0歳児死亡が最も多く（53.8%）、うち月齢0か月児が半数を占めること、実母が抱える問題として「予期しない妊娠／計画していない妊娠」、「妊婦健診未受診」が高い割合を占めること等が特徴として挙げられた。

(11) 再被害の防止に資する教育の実施等

【施策番号92】

法務省においては、矯正施設に収容されている加害者のうち必要な者に対し、被害者感情を理解させるためのオリジナル教材等を活用した「被害者の視点を取り入れた教育」を受講することを義務付けている。同教育の一環として、犯罪被害者等や犯罪被害者支援に関係する者等による直接講話を実施するなど、関係者の協力を得つつ、同教育の充実を図っている。

「被害者の視点を取り入れた教育」は、被収容者に対し、自らの犯罪と向き合い、犯した罪の大きさや犯罪被害者等の心情等を認識させ、犯罪被害者等に誠意を持って対応するとともに、再び罪を犯さない決意を固めさせることを目標としており、社会復帰後の犯罪被害者等への対応、再犯の防止等につながる事が期待できる。

(12) 再被害の防止に資する適切な加害者処遇

【施策番号93】

ア 法務省においては、性犯罪者、ストーカー事案の加害者等の保護観察対象者に対しては、事案に応じて、違反した場合に仮釈放の取消し等の不良措置がとられることを前提とし、個々の保護観察対象者ごとに定められる特別遵守事項として、当該被害者への接触を禁止するなどの事項を設定している。また、性犯罪者等の特定の犯罪的傾向を有する保護観察対象者に対し、専門的処遇プログラムを受講することを特別遵守事項として設定し、これを守るよう指導監督している。さらに、事案に応じて、慰謝の措置や被害弁償に努めること等の生活行動指針を設定し、これを守る努力をするよう指導監督している。

仮釈放等審理における意見等聴取制度が施行された平成19年12月以降、仮釈放者及び少年院仮退院者については、犯罪被害者等から聴取した意見等を踏まえ、より一層適切に特別遵守事項を設定している。

【施策番号94】

イ 警察においては、恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案に係る仮釈放者及び保護観察付執行猶予者について、保護観察所との緊密かつ継続的な連携によって、当該対象者の特異動向等を双方で迅速に把握し、必要な措置を講じている。

（法務省における取組については、P45【施策番号93】参照）

【施策番号95】

ウ 法務省においては、保護観察対象者に対して、再び罪を犯さない決意を固めさせるとともに、犯罪被害者等の意向に配慮しながら誠実に対応することを促すため、しよく罪指導のためのプログラムを策定し、全国の保護観察所において、一定の重大な犯罪をした保護観察対象者に対し、次のとおり個別指導を実施している。

(ア) 自己の犯罪行為を振り返らせ、犯した

罪の重さを認識させる。

- (イ) 犯罪被害者等の実情（気持ちや置かれた立場、被害の状況等）を理解させる。
- (ウ) 犯罪被害者等の立場で物事を考えさせ、また、犯罪被害者等に対して、謝罪、被害弁償等の責任があることを自覚させる。
- (エ) 具体的なしょく罪計画を策定させる。

(13) 再被害防止のための安全確保方策の検討

【施策番号96】

警察庁においては、関係府省庁と連携した犯罪被害者等の安全確保方策の検討に資するため、ストーカー事案及び配偶者等からの暴力事案の被害者が同一の加害者から再被害を受けている実態の把握等を目的として、平成29年度に「犯罪被害類型別調査」を実施した。

3 保護、捜査、公判等の過程における配慮等（基本法第19条関係）

(1) 職員等に対する研修の充実等

【施策番号97】

ア P32【施策番号62】参照

【施策番号98】

イ 警察においては、警察官の採用時や昇任時に、各階級の役割又は職に応じた犯罪被害者支援に関する必要な知識について教育しているほか、専門的知識を必要とする職務に従事する実務担当者に対して、犯罪被害者支援や被害者カウンセリング技術等に関する教育及び研修の機会を設けている。

また、犯罪被害者等の心情を理解するための教育として、犯罪被害者、遺族等による講演会、支援の現場で被害者に向き合い被害者の心情に関する共感と理解が深い警察官や有識者による講演会、犯罪被害者支援担当者の体験記の配布等を実施している。さらに、犯罪被害者等への対応の改善及び二次的被害を防止するための教育として、警察本部犯罪被害者支援担当課による各警察署に対する巡回教育、民間被害者支援団体との連携要領についての教育、性犯罪被害者への支援要領についての教育等を実施している。

【施策番号99】

ウ 警察庁においては、都道府県警察においてストーカー事案対策及び配偶者暴力事案対策に従事する警察官に対し、実務に必要な専門的知識を修得させるための教育を

行っている。

また、都道府県警察においては、警察署において恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案をはじめとする人身安全関連事案対処に従事する警察官に対し、必要な教育を実施して、対処能力の向上を図っている。

【施策番号100】

エ 警察庁においては、都道府県警察の被害児童支援担当者等を対象とした各種研修の機会において、被害児童支援の知識の充実及び被害児童の心情に配慮した聴取技能の向上を図るための講義やロールプレイング方式による訓練を行っている。

【施策番号101】

オ 法務省においては、検察官等に対する犯罪被害者支援をテーマにした講義や更生保護官署職員に対する犯罪被害者支援の実務家による講義等を実施しているほか、全国の地方検察庁に配置されている被害者支援員等を対象として、検察における犯罪被害者等の保護・支援についての研修を実施するなどし、職員の対応の向上に努めている。

（更生保護官署職員、矯正施設職員に対する研修等については、P59、60【施策番号148、149】参照）

【施策番号102】

カ 法務省においては、検察官等を被害者支援団体等に派遣したり、検察幹部が参加する各種会議等において犯罪被害者等の心情

を理解し、適切な対応に努めるよう指示したりするなどし、職員の対応の向上に努めている。

【施策番号103】

キ 法務省においては、検察官等に対する研修の中で、児童や女性の犯罪被害者等と接する上での留意点等を熟知した専門家等による講義を実施している。

【施策番号104】

ク 法務省においては、副検事に対する研修の中で、交通事件の捜査・公判に関する留意点等を熟知した専門家等による講義を行うとともに、被害者及び遺族の立場等への理解を深めるための講義を実施している。

【施策番号105】

ケ 法務省においては、検察官等に対する研修の中で、犯罪被害者等からの事情聴取時の配慮事項等、犯罪被害者等の保護・支援についての講義を実施するなどし、検察官等の意識の向上に努めている。

【施策番号106】

コ 法テラスにおいては、全国の犯罪被害者支援の窓口となる職員に対して、二次的被害の防止に関する研修等を実施している。

【施策番号107】

サ 厚生労働省においては、犯罪被害者等を含め、地域住民への適切な対応を図るため、民生委員が相談援助活動を行う上で必要不可欠となる知識と技術を修得するための研修を実施する都道府県等に対して、この研修に要する経費の一部を補助している。民生委員の全国組織である全国民生委員児童委員連合会では、標準的な研修カリキュラムを定め、各地域において研修の充実が図られるよう、その普及を図っている。

【施策番号108】

シ 厚生労働省においては、全国婦人相談所長及び婦人保護主管係長研究協議会や全国婦人相談員・心理判定員研究協議会で、婦人相談所長や婦人相談員等に対する研修を実施するとともに、平成23年度から国立保

健医療科学院で、婦人保護の中核を担う行政機関の指導的職員に対して、専門的な知識・手法の習得を促す婦人相談所等指導者研修を実施している。また、全国婦人保護施設等連絡協議会が開催する全国婦人保護施設長等研究協議会や全国婦人保護施設等指導員研究協議会で講演や行政説明を実施することで、婦人保護施設の職員の専門的な資質向上を図っている。

都道府県においては、婦人相談所、婦人保護施設、母子生活支援施設、福祉事務所、民間団体等で配偶者からの暴力被害者等の支援を行う職員を対象に、専門研修を実施しており、厚生労働省において、これらの研修等に要する費用を補助している。また、令和2年度予算においては、婦人相談員の専門性の向上を図る観点から、国、地方公共団体等が実施する各種研修を積極的に受講できるよう婦人相談員の研修派遣のための旅費や派遣中の代替職員の配置に必要な経費の補助を行うほか、これまで都道府県（婦人相談所を設置する指定都市を含む。）で実施していた専門研修について、婦人相談員を配置する市（特別区を含む。）でも実施できるよう実施主体を拡大する。

○ 海上保安庁においては、基本的人権を尊重した適正な職務執行を行うため、海上保安学校等において、犯罪被害者の人権に関する教育等を行っている。

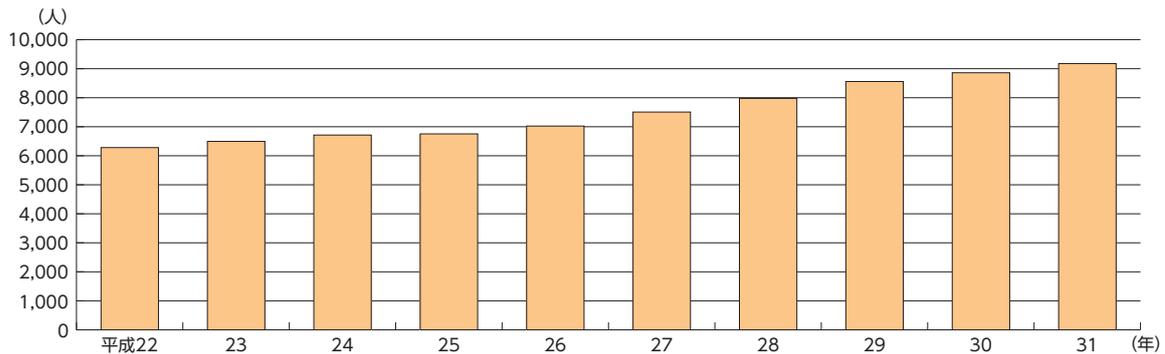
(2) 女性警察官の配置等

【施策番号109】

警察においては、性犯罪被害者が捜査の過程において受ける精神的負担を少しでも緩和するためには、性犯罪被害者の望む性別の警察官が対応する必要があること等から、警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置を推進するとともに、性犯罪捜査の研修を行うなどして性犯罪捜査を担当する職員の実務能力の向上を図っている。

平成31年4月現在、性犯罪事件において、

性犯罪指定捜査員等の推移（各年4月1日現在）



年次	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
人数	6,280	6,494	6,712	6,752	7,022	7,505	7,974	8,557	8,859	9,174

性犯罪被害者から事情聴取等を行う性犯罪指定捜査員として指定されている女性警察官等は、全国の都道府県警察において9,174人である。

被害者支援用車両内の様子（被害者は模擬）



女性医師による診断の様子（被害者は模擬）



また、警視庁及び道府県警察本部（以下「都道府県警察本部」という。）の性犯罪捜査担当課に性犯罪捜査指導官の設置を推進しているほか、同課の性犯罪捜査指導係への女性警察官の配置等により、性犯罪捜査に関する指導体制の構築を図っており、同月現在、都道府県警察の性犯罪捜査指導係員は321人、うち女性警察官は133人である。さらに、性犯罪事件の認知後、証拠採取を行うに当たって、性犯罪被害者の精神的負担を軽減するため、証拠採取に必要な用具や当該被害者の衣類を預かる際の着替え等をまとめた性犯罪証拠採取セットを整備している。

このほか、事情聴取時において、相談室や被害者支援用車両を積極的に活用しているほか、事件発生時における迅速かつ適切な診断・治療、証拠採取や女性医師による診断等を行うため、産婦人科医会とのネットワークを構築し、具体的支援を提供するための連携の強化等を図りながら、適正かつ円滑な性犯罪捜査を推進している。

○ 海上保安庁においては、性犯罪等に係る女性被害者が捜査の過程において受ける精神的負担を少しでも緩和するため、女性海上保安官による事情聴取や付添い等を行っている。

(3) 被害児童からの事情聴取における配慮

【施策番号110】

検察庁、警察、児童相談所等においては、児童の負担軽減及び児童の供述の信用性の確保の観点から連携を強化しており、具体的には、被害児童の事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者が聴取を行う取組を実施し、被害児童からの事情聴取に際しては、聴取の場所・回数・方法等に配慮するなどの取組を進めている。

(4) ビデオリンク等の措置の適切な運用

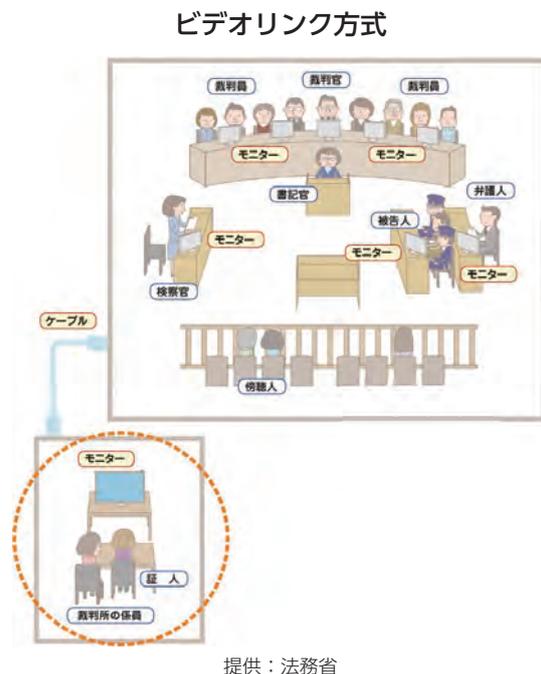
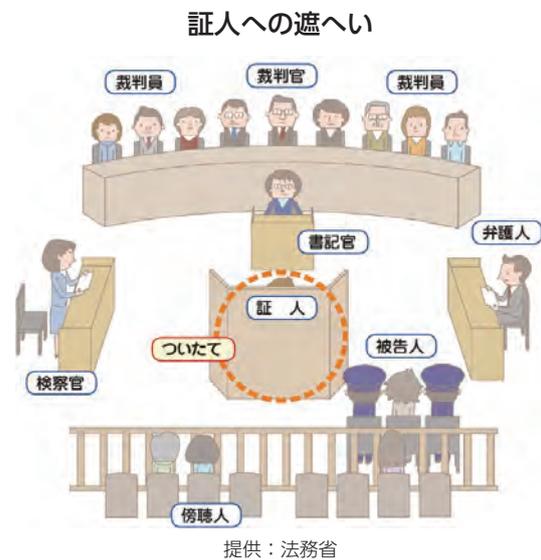
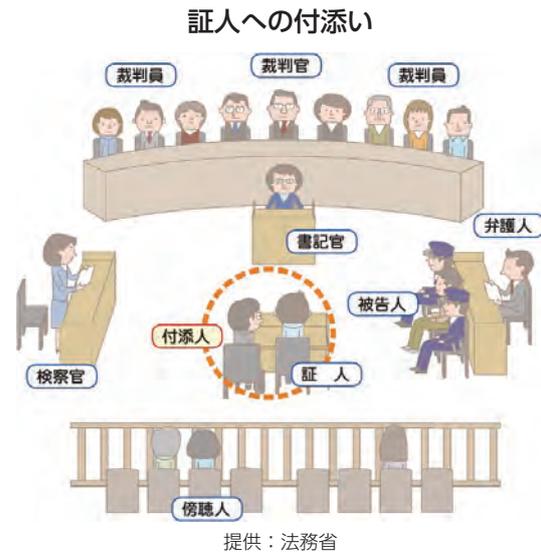
【施策番号111】

法務省においては、刑事訴訟に関して、犯罪被害者等の意見をより適切に裁判に反映させるための犯罪被害者等の意見陳述の制度や、証人の証言時の負担・不安を軽減するためのビデオリンク等の制度の運用について、適切な対応が行われるよう、会議や研修等の様々な機会を通じて、検察の現場への周知徹底を図るとともに、施策の実施状況の把握に努めている。また、犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」にもこれらの制度の情報を掲載している（P54【施策番号128】参照）。

令和元年中に、証人尋問の際に付添いの措置がとられた証人の延べ数は118人、証人尋問の際に遮へいの措置がとられた証人の延べ数は1,505人、ビデオリンク方式による証人尋問が行われた証人の延べ数は341人（うち、構外ビデオリンク方式によるものが23人）であった。

平成20年4月から、民事訴訟法が一部改正され、民事訴訟において犯罪被害者等を証人等として尋問する場合に、付添い、遮へい又はビデオリンクの各措置をとることが認められている。

令和元年中の民事訴訟（行政訴訟を含む。）における付添い回数は8回、遮へい回数は204回、ビデオリンク回数は24回である（数値はいずれも証人尋問及び当事者尋問の回数



証人の保護等の状況

年次	証人の保護等		
	付添い	遮へい	ビデオリンク
平成27年	141	1,563	290
平成28年	128	1,623	303
平成29年	78	1,105	225
平成30年	144	1,461	317(15)
令和元年	118	1,505	341(23)

(注)

- 1 最高裁判所事務総局の資料（概数）による。
- 2 いずれも高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所における証人の数（延べ人員）である。
- 3 各項目の数値については、平成28年までは決定等がなされた日を基準に計上していたが、29年以降は当該事件の終局日を基準に計上している（なお、28年以前に決定等がなされ29年に事件が終局したものについては、決定等がなされた日を基準に計上している）。この計上基準日の変更により、29年の数値は一時的に減少することとなるので留意されたい。
- 4 ビデオリンクの数値中（ ）内は構外ビデオリンク方式によるもの（内数）。

提供：法務省

であり、各措置を併用した場合については、それぞれ1回として計上している。)

(5) 警察における犯罪被害者等のための施設の改善

【施策番号112】

警察においては、犯罪被害者等が安心して事情聴取に応じられるようにするため、その心情に配慮し、応接セットを備えたり、照明や内装を改善した部屋を利用できるようにしたりするなどして、全国の全ての警察署に被害者用事情聴取室を整備している。

また、犯罪被害者等は、警察署や交番等に立ち入ること自体に抵抗を感じる場合があることから、機動的に犯罪被害者等の指定する場所に赴くことができ、犯罪被害者等のプライバシー保護等に配慮しながら必要な事情聴

取や実況見分等を行える被害者支援用車両を導入して、犯罪被害者等からの相談や届出の受理、事情聴取等に活用している。さらに、公の施設、ホテル、大学等の警察施設以外の相談会場の借上げも行っている。

(6) 検察庁における犯罪被害者等のための待合室の設置

【施策番号113】

法務省においては、被疑者等の事件関係者と顔を合わせたくないという犯罪被害者等の心情への配慮と精神的負担の軽減のため、令和元年度に建て替えが完了した検察庁1庁舎に被害者専用待合室を設置した。2年度中に建て替えが完了する見込みの検察庁4庁舎についても、同室を設置することとしており、未設置の検察庁については、スペースの有無、設置場所等を勘案しつつ、今後も同室の設置について検討していく。

犯罪被害者等のための待合室



提供：法務省